

## 悪質商法を防ぐための法律が強化されました

訪問販売や通信販売などで、事業者の悪質な勧誘を防止し、消費者の利益を守るために「特定商取引法」などの法律があります。年々巧妙化する悪質商法に対抗すべく、新たに「特定商取引法」「割賦販売法」が改正され、事業者の規制がより強化されました。

### ～「特定商取引法」「割賦販売法」の主な改正ポイント～

規制の抜け穴の 解 消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定商品・指定役務制を廃止し、原則すべての商品・役務が規制対象。</li> <li>・ クーリング・オフになじまない商品・役務など一部が規制から除外。</li> <li>・ 「2カ月以上後の1回払、2回払」もクレジット規制の対象。</li> </ul>
訪問販売規制の 強 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「契約をしない意思」を示した消費者への訪問販売業者の契約の勧誘が禁止。</li> <li>・ 過量な商品等の購入契約をした場合は、契約後1年間は解除可能に。</li> </ul>
クレジット規制の 強 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。</li> <li>・ 過量販売や虚偽説明による個別クレジット契約は、解約と既払金変換が可能に。</li> </ul>
インターネット 取引等規制の 強 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信販売で返品特約の表示がない場合、商品到着後8日間は送料消費者負担で返品可能に。</li> <li>・ 事前の承諾や請求がない限り、電子メール広告の送信は原則禁止（オプトイン規制）。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クーリング・オフの申し出があれば、商品が使用されていても事業者は対価を原則請求できないことが明確化されました。</li> <li>・ 違反事業者への罰則が強化。</li> </ul>

#### ■問い合わせ先■

◆茨城県消費生活センター ☎ 029 (225) 6445  
受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時

◆常陸大宮市消費生活センター（市役所商工観光課内） ☎ (52) 2185  
受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後4時  
\*月・水・金曜日は、専任の相談員が対応します。（正午～午後1時は除く）

常陸大宮市消費者リーダー連絡会では、消費者としての正しい知識と様々な情報を把握し、安心・安全な住みよいまちづくりのため活動しています。具体的には、年に5、6回街頭で啓発活動を行い、県消費者大会への参加や研修会等を行っています。

## 第36回茨城県 消費者大会に 参加して

会長 齋藤 豊美さん

平成21年7月17日、大会は県民文化センターで開催されました。

講演会の内容は「食の向こう側には農業がある」〜今見直す、当たり前のこと〜。講師は、茨城大学農学部長の中島紀一氏です。

今の時代、食べ物はお金を出せばスーパーマーケット等で簡単に手に入ります。私たちと作物を生産する農家との間には、スーパーマーケットや食品工場が入っているため、農業は私たち消費者から、遠い存在となっっています。



茨城大学は、有機農産物生産者や行政などとタイアップし、地産地消（地元生産―地元消費の略）の「学校給食プロジェクト」を立ち上げました。地域で生産されたものを地域で消費することは、同じ地域で生活する生産者と消費者が身近に感じられるようになり相互理解につながります。そして、地域の魅力、地域の農業への理解を深めることもできるようなることでした。

茨城県は農業県です。このようなプロジェクトに直接かかわっていない私も、もつと「地元の農作物」に目を向け、「地元の農産物」をたくさん利用しなければならぬと思います。そのようにして皆で地元の農業を守って行く必要があると感じました。

## いばらきハサップ認証マーク



Hazard Analysis (危害分析) and Critical Control Point (重要管理点)の略

## 食の安全安心講習会に 参加して

副会長 小田倉 政枝さん

茨城県消費者生活センター主催の講習会に会員と共に参加し、食の安全安心推進のため取り組みんでいる、いばらきハサップ認証制度について学んできました。

この制度は、平成19年6月に創設されたもので、認証を受けた食品関係業者は、製品（食品）に、高度な衛生管理のもと製造された食品であることを示す、「いばらきハサップ認証マーク」を表示することができます。

消費者のメリットとしては、認証を受けた食品関係業者や食品は、「いばらき食の安全情報Website」で公表されますので、商品選択の一助とすることができ、食中毒等による健康被害に遭遇するリスクを減らすことができます。



常陸大宮市消費者リーダー連絡会では会員を募集しています。入会を希望される方はご連絡ください。

### ■連絡先■

齋藤 豊美 会長宅

☎52-2272

市役所商工観光課

☎52-1111

(内線272・273)